

令和5年10月24日

令和5年第10回守山市教育委員会定例会提出議案

令和5年10月24日

令和5年第10回守山市教育委員会定例会提出議案目次

議第30号 守山市立公民館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則の制定  
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

議第 30 号

守山市立公民館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

守山市立公民館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和 5 年 10 月 24 日提出

守山市教育委員会

教育長 向 坂 正 佳

守山市立公民館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

守山市教育委員会教育長

守山市教育委員会規則第 号

守山市立公民館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則

守山市立公民館の管理および運営に関する規則（昭和40年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号を次のように改める。

(7) 速野公民館

- ア 大会議室 55人
- イ 多目的室 100人
- ウ 和室 45人
- エ 調理実習室 20人

付 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。